

令和元年台風第19号 被災者支援制度

このたび、台風19号の影響により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
被災された皆さまの生活再建のために、町や国・県の支援制度等をまとめましたので、ご活用ください。



鏡石町災害対策本部

各種支援制度については、国・県・町において新たな支援も検討しております。
最新の情報については、町役場にお問い合わせいただくか、町のホームページをご覧ください。
【<https://www.town.kagamiishi.fukushima.jp/>】

目 次

分野	No.	支援制度名	頁
証明書等	1	り災証明書交付	1
	2	被災証明書交付	2
貸付金 給付金	3	災害援護資金貸付金	3
	4	災害弔慰金	5
	5	災害障害見舞金	6
	6	被災者生活再建支援金	7
税関係 上下水道料 (減 免)	7	個人町県民税の減免	8
	8	固定資産税の減免	9
	9	国民健康保険税の減免	10
	10	国民年金保険料の減免	11
	11	介護保険料の減免	12
	12	上下水道料金の減免	13
医 療 介 護	13	後期高齢者医療保険の減免	14
	14	医療費の窓口負担の支払免除	15
	15	介護サービス利用料の免除	16
子育て 教 育	16	保育所・こども園保育料の減免	17
	17	放課後児童クラブ保育料の減免	18
	18	児童扶養手当の所得制限の緩和特例措置	19
	19	被災児童・生徒への学用品の支給	20
住 宅	20	住宅応急修理制度	21
	21	応急仮設住宅(民間賃貸住宅借上住宅)	22
	22	旅館・ホテルの二次避難	23
農 業	23	農業被害証明書交付	24
	24	農業等の被害相談窓口	25
	25	農地等の被害相談窓口	26
商工業	26	災害対策融資制度(保証料・利子補給)	27
	27	日本政策金融公庫災害貸付	28
	28	中小企業基盤整備機構小規模企業共済災害貸付	29
	29	セーフティーネット保証	30
	30	労働相談窓口	31
	31	失業手当・休業手当支払い助成金	32
健 康 環境衛生	32	保健師等による健康相談	33
	33	災害ごみの収集	34
	34	浸水家屋の消毒(感染症予防)	35
生 活	35	マイナンバーカード再交付手数料の免除	36
	36	運転免許証更新期限の延長	37

No. 1

り災証明の交付

1 支援の種類	証明書
2 支援の内容	町が実施する家屋の被害調査結果に基づく「り災証明書」の交付を受けることで、各種支援制度が利用できます。
3 活用できる方	災害により住家の被害を受けた町内居住者
4 必要書類	住民票により住居の確認ができない場合は、水道、電気料金等の料金明細や郵便物の配達先が居住地となっていることが分かるもの。 または、区長もしくは民生委員による居住証明書。
5 手続き	申請受付 10月24日（木）～25日（金） 9:00～16:00 成田保健センターにおいて実施 ※調査結果に基づき証明書を交付
6 提出・申請先	税務町民課
7 受付日・時間	【平日】午前8時30分～午後5時15分
8 問い合わせ先	税務町民課 税務グループ 電話0248-62-2114

1 支援の種類	証明書
2 支援の内容	家屋及び家屋以外の工作物（物置、カーポート等）、自動車や家電製品などの動産の被災について、町に届け出たという行為を証明するものです。 ※この証明書は「被災の程度」を証明するものではありません
3 活用できる方	災害により被災した方
4 必要書類	被災状況がわかる写真、修繕見積書など
5 手続き	被災証明書交付申請書を提出してください。
6 提出・申請先	税務町民課
7 受付日・時間	【平 日】午前8時30分 ～ 午後5時15分
8 問い合わせ先	税務町民課 税務グループ 電話0248-62-2114

1 支援の種類	貸付金
2 支援の内容	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。 貸付限度額等は、次のページのとおりです。
3 活用できる方	以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。 (1) 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上 (2) 家財の3分の1以上の損害 (3) 住居の半壊又は全壊 ※貸付を受けるには連帯保証人をつける必要があります。 ※所得制限があり、所得制限は次のページのとおりです。
4 必要書類	申込みに必要な書類は、次のページのとおりです。
5 手続き	必要書類を取り揃え、町福祉こども課で申請してください。
6 提出・申請先	町福祉こども課
7 受付日・時間	【平 日】午前8時30分 ～ 午後5時15分
8 問い合わせ先	福祉こども課 福祉グループ 電話0248-62-2210

貸付限度額等

貸付限度額	1 世帯主に1ヵ月以上の負傷がある場合	
	ア 当該負傷のみ	150万円
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
	ウ 住居の半壊	270万円
	※住居を建て直す場合	350万円
	エ 住宅の全壊	350万円
	2 世帯主に1ヵ月以上の負傷がない場合	
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
	イ 住居の半壊	170万円
	※住居を建て直す場合	250万円
	ウ 住居の全壊	250万円
	※住居を建て直す場合	350万円
貸付利率	無利子	
据置期間	3年	
償還期間	10年(据置期間を含む。)	
償還方法	年譜、半年賦又は月賦	
申込期限	令和2年1月31日	

所得制限

世帯人員	市町村民税における平成30年度中の総所得金額
1人	220万円以下
2人	430万円以下
3人	620万円以下
4人	730万円以下
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

申込に必要な書類

申込に必要な書類	申込人			連 帯 保証人
	全半壊	家財1/3	負傷のみ	
(1)災害援護資金借入申込書 (所定のもの)	○	○	○	
(2)住民票 ※世帯全員のもの(連帯保証人は本人のもの) ※全部記載のもの	○	○	○	○
(3)所得・課税証明書(平成30年分) ※世帯全員のもの(連帯保証人は本人のもの)	○	○	○	○
(4)医師の診断書	△	△	○	
(5)り災証明書の写し	○	○	○	
(6)解体証明書 ※住居を建て直す場合に必要	△			
(7)契約書の写し等 ※補修・購入に伴う見積書、領収書、契約書の写しや被害の状況がわかる写真等	○	○		

○…必要となる書類、△…場合によっては必要となる書類

1 支援の種類	給付
2 支援の内容	災害により死亡された町民の方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。 災害弔慰金の支給額は、次のとおりです。 ・生活維持者が死亡した場合 500 万円 ・その他の者が死亡した場合 250 万円
3 活用できる方	災害により死亡した方（鏡石町に住民登録のある方、外国人登録がある方）のご遺族です。 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。 ※①から⑤の遺族がいずれもない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていたものに限る）
4 必要書類	下記にお問い合わせください。
5 手続き	下記にお問い合わせください。
6 提出・申請先	町福祉こども課
7 受付日・時間	【平 日】午前8時30分 ～ 午後5時15分
8 問い合わせ先	福祉こども課 福祉グループ 電話0248-62-2210

1 支援の種類	給付
2 支援の内容	災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害障害見舞金を支給します。 災害障害見舞金の支給額は、次のとおりです。 ・生活維持者が重度の障害を受けた場合 250 万円 ・その他の者が重度の障害を受けた場合 125 万円
3 活用できる方	災害により以下のような重い障害を受けた方です。 ①両眼が失明した方 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した方 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ⑤両上肢を肘関節以上で失った方 ⑥両上肢の用を全廃した方 ⑦両下肢を膝関節以上で失った方 ⑧両下肢の用を全廃した方 ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる方
4 必要書類	下記にお問い合わせください。
5 手続き	下記にお問い合わせください。
6 提出・申請先	町福祉こども課
7 受付日・時間	【平 日】午前8時30分 ～ 午後5時15分
8 問い合わせ先	福祉こども課 福祉グループ 電話0248-62-2210

1 支援の種類	給付
2 支援の内容	居住する住宅が災害により全壊または大規模半壊の被害を受けた世帯に生活再建を支援するため、支援金を給付します。 基礎支援金 全壊世帯 100万円 大規模半壊 50万円 加算支援 住宅建築・購入 200万円 補修 100万円 賃借（公営住宅を除く）50万円 ※単身世帯は3/4の給付額となる。 ※半壊世帯等の方が補修不可能等の理由により住宅を解体した場合、全壊世帯と同様の金額となる。
3 活用できる方	居住する住宅が全壊または大規模半壊の被害を受けた世帯。
4 必要書類	・被災者生活支援金支給申請書（町で交付を受けてください） ・り災証明 ・通帳 ※解体により該当となった場合は、滅失登記等解体した証明書 ※加算支給（住宅建築・購入・補修・賃貸）申請の際には、そのことを確認できる契約書等の写し
5 手続き	税務町民課の窓口で給付の申請をしてください。
6 提出・申請先	税務町民課
7 受付日・時間	【平日】午前8時30分 ～ 午後5時15分
8 問い合わせ先	税務町民課 町民グループ 電話0248-62-2112

1 支援の種類	税の減免																										
2 支援の内容	平成31年度町県民税について、災害発生後に納期限が到来する税額について、被害の状況により減免します。 ・普通徴収：第3期分以降 ・給与特別徴収：10月徴収分以降 ・年金特別徴収：10月徴収分以降 (1) 納税義務者の所有に係る住宅（控除対象配偶者及び扶養親族が所有しているものを含む）又は家財が、災害により3/10以上の損害を受けた場合。（合計所得1,000万円以下の方に限ります。） <table><tr><th rowspan="2">合計所得金額</th><th colspan="2">減免の割合</th></tr><tr><th>損害の程度が3/10以上5/10未満のとき (半壊・大規模半壊)</th><th>損害の程度が5/10以上のとき (全壊)</th></tr><tr><td>500万円以下</td><td>1/2</td><td>全部</td></tr><tr><td>750万円以下</td><td>1/4</td><td>1/2</td></tr><tr><td>750万円超</td><td>1/8</td><td>1/4</td></tr></table> (2) 農作物の減収による損失額が、平年の収入金額の3/10以上となり、農業所得以外の所得金額が合計400万円以下の場合。（合計所得1,000万円以下の方に限ります。） <table><tr><th>前年の所得金額</th><th>減免の割合</th></tr><tr><td>300万円以下</td><td>全部</td></tr><tr><td>400万円以下</td><td>8/10</td></tr><tr><td>550万円以下</td><td>6/10</td></tr><tr><td>750万円以下</td><td>4/10</td></tr><tr><td>750万円超</td><td>2/10</td></tr></table> ※(1)、(2)の損害程度の判定は、保険金等により補てんされた金額は除くことになります。	合計所得金額	減免の割合		損害の程度が3/10以上5/10未満のとき (半壊・大規模半壊)	損害の程度が5/10以上のとき (全壊)	500万円以下	1/2	全部	750万円以下	1/4	1/2	750万円超	1/8	1/4	前年の所得金額	減免の割合	300万円以下	全部	400万円以下	8/10	550万円以下	6/10	750万円以下	4/10	750万円超	2/10
合計所得金額	減免の割合																										
	損害の程度が3/10以上5/10未満のとき (半壊・大規模半壊)	損害の程度が5/10以上のとき (全壊)																									
500万円以下	1/2	全部																									
750万円以下	1/4	1/2																									
750万円超	1/8	1/4																									
前年の所得金額	減免の割合																										
300万円以下	全部																										
400万円以下	8/10																										
550万円以下	6/10																										
750万円以下	4/10																										
750万円超	2/10																										
3 活用できる方	・自己又は控除対象配偶者及び扶養親族が所有している住宅に半壊以上の被害認定を受けた方 (倉庫、店舗等の非住宅や居住していない住宅は対象になりません) ・家財の損害程度が3/10以上の方 ・農作物の減収による損害程度が平年の収入の3/10以上の方																										
4 必要書類	(1) 減免申請書 (2) 添付書類 ① 災証明書 ② 保険金等がある場合は、金額がわかる書類を添付																										
5 手続き	税務町民課窓口で減免の申請をしてください。																										
6 提出・申請先	税務町民課																										
7 受付日・時間	【平日】午前8時30分～午後5時15分																										
8 問い合わせ先	税務町民課 税務グループ 電話0248-62-2114																										

1 支援の種類	税の減免
2 支援の内容	平成31年度固定資産税について、災害発生後に納期限が到来する税額について、被害の程度に応じて減免します。 対象納期限：第3期以降 (1) 土地 被害面積が8/10以上 : 全額減免 被害面積が6/10以上8/10未満 : 8/10減免 被害面積が4/10以上6/10未満 : 6/10減免 被害面積が2/10以上4/10未満 : 4/10減免 (2) 家屋 全壊など被害程度が5/10以上 : 全額減免 大規模半壊など被害程度が4/10以上5/10未満 : 6/10減免 半壊など被害程度が2/10以上4/10未満 : 4/10減免 (3) 償却資産 家屋の基準に準じて減免します。
3 活用できる方	納税義務者
4 必要書類	減免申請書
5 手続き	税務町民課窓口で減免の申請をしてください。
6 提出・申請先	税務町民課
7 受付日・時間	【平 日】午前8時30分 ～ 午後5時15分
8 問い合わせ先	税務町民課 税務グループ 電話0248-62-2114

1 支援の種類	税の減免
2 支援の内容	以下の要件に該当する場合、平成31年度国民健康保険税のうち、災害発生後に納期が到来するものについて減免します。 (1) 災害により住宅が被害を受けたとき ※ 被害の程度に応じて減免割合が変わります。 (2) 災害により主たる生計維持者の事業収入等が減少したとき ※ 前年の世帯の合計所得により減免割合が変わります。
3 活用できる方	納税義務者
4 必要書類	(1) 減免申請書 (2) 添付書類 ① 災害証明書（住宅が被害を受けた方） ② 収入申告書（事業収入等が減少した方） 等
5 手続き	税務町民課窓口で減免の申請をしてください。
6 提出・申請先	税務町民課
7 受付日・時間	【平日】午前8時30分 ～ 午後5時15分
8 問い合わせ先	税務町民課 税務グループ 電話0248-62-2114

1 支援の種類	免除
2 支援の内容	国民年金保険料全額免除 ※年金支給の際の算定においては、免除期間は納付した場合と比べ、1/2として算定されます。 【免除期間】令和元年9月分から令和3年6月分
3 活用できる方	国民年金保険第1号被保険者で、被害が最も大きい財産に係る損害が2分の1以上であること。
4 必要書類	・国民年金保険料免除・納付猶予申請書 ・被災状況届若しくは災証明書
5 手続き	税務町民課の窓口で免除の申請をしてください。
6 提出・申請先	税務町民課
7 受付日・時間	【平日】午前8時30分～午後5時15分
8 問い合わせ先	税務町民課 町民グループ 電話0248-62-2112 郡山年金事務所（予約相談）電話0570-05-4890

1 支援の種類	保険料の減免
2 支援の内容	災害発生後に納期限が到来する介護保険料について、被害の状況により、平成31年度の保険料を減免します。 1 対象となる保険料 ○普通徴収（4期分以降） ○特別徴収（10月徴収分以降） 2 減免額 ○居住する住宅の損害（損害金額及び所得要件なし） ・罹災証明書の被害程度が全壊の場合：全部 ・大規模半壊、半壊、床上浸水の場合：2分の1 ○主たる生計維持者が、死亡又は行方不明、障害者となった場合、重篤な傷病を負った場合：全部 ○事業収入等の減少が見込まれる場合 ・事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入の損失額が平成30年中の額の10分の3以上：損失額から算定 ※対象の被保険者の事業収入用の減少額、基準所得金額（合計所得金額200万円）で軽減割合が異なる。
3 活用できる方	・現に居住していた住宅が床上浸水以上の被害を受けた世帯 ・災害により被害を受け、介護保険料負担能力を喪失したと認められる者
4 必要書類	・減免申請書 ・罹災証明書 等
5 手続き	減免申請書に必要事項を記載して提出してください。
6 提出・申請先	町福祉こども課（他の税、保険料と一緒に提出される場合は、税務町民課窓口 ※審査の際に確認のご連絡をする場合があります。）
7 受付日・時間	【平日】午前8時30分 ～ 午後5時15分 【日曜窓口】午前8時30分 ～ 正午
8 問い合わせ先	福祉こども課 福祉グループ 電話0248-62-2210

1 支援の種類	上下水道料金の減免
2 支援の内容	令和元年度１０月～１１月分の水道料、公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料を減免いたします。 半壊、大規模半壊、全壊：全額減免 一部損壊：半額減免
3 活用できる方	被災された上下水道使用者（事業所含む）で、り災証明書の交付を受けた方
4 必要書類	なし
5 手続き	町上下水道課において、把握した対象の方の減免措置を行いますので、申請の必要はありません。
6 提出・申請先	
7 受付日・時間	
8 問い合わせ先	上下水道課 電話０２４８－６２－２３４８ 電話０２４８－６２－２１１９

1 支援の種類	保険料の減免
2 支援の内容	保険料の免除 【免除期間】災害発生日以降の納期の保険料（年度内保険料）
3 活用できる方	被害状況が全壊の方は全額免除、半壊・床上浸水の方は半額免除 ※保険等の補填金額を差し引いて判定します。 ※収入1千万円以上は対象外
4 必要書類	・ 後期高齢者医療保険料減免申請書 ・ 収入状況報告書 ・ リ災証明書 ・ 保険金等の補填額が確認できる書類
5 手続き	減免申請書に必要事項を記載して提出してください。
6 提出・申請先	税務町民課
7 受付日・時間	【平 日】午前8時30分 ～ 午後5時15分
8 問い合わせ先	税務町民課 町民グループ 電話0248-62-2112 福島県後期高齢者医療広域連合 電話024-528-9025

1 支援の種類	医療費の免除
2 支援の内容	医療機関受診時の一部負担金が不要となります。 【免除期間】令和２年１月末診療分まで
3 活用できる方	・住宅が全半壊・床上浸水の被災者又はこれに準ずる被災者 ・主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合 ・主たる生計維持者が行方不明である場合 ・主たる生計維持者が事業を廃止・休止した場合 ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合
4 必要書類	なし
5 手続き	医療機関受診時に対象者である旨を報告
6 提出・申請先	各医療機関（受診時）
7 問い合わせ先	税務町民課 町民グループ 電話０２４８－６２－２１１２

1 支援の種類	介護保険サービスの利用料免除
2 支援の内容	被災された要介護認定者等が介護サービスを利用した際の利用料を免除します。ただし、施設に入所されている方の食費・居住費については、免除になりません。 ○免除期間：令和元年10月1日から令和2年1月末までのサービス提供分
3 活用できる方	○以下のいずれかに該当する旨をサービス事業所に申し出た方 ・住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨 ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨 ・主たる生計維持者の行方が不明である旨 ・主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨 ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
4 必要書類	なし
5 手続き	介護サービス利用時に介護サービス事業所へ申告をしてください。
6 提出・申請先	なし
7 受付日・時間	随時、介護サービス利用時に介護サービス事業所へ申告してください。
8 問い合わせ先	福祉こども課 福祉グループ 電話0248-62-2210

1 支援の種類	減免												
2 支援の内容	被害の状況により、認可保育所・認定こども園・小規模保育施設の0～2歳児の令和元年10月分から令和2年3月分までの保育料について減免をします。 次の要件に該当する方が、減免（損害の程度により保育料の一部または全部）を受けることができます。 (1) 住宅が被害を受けた場合												
	<table><tr><td>罹災証明書の判定</td><td>減免割合</td></tr><tr><td>全壊または大規模半壊</td><td>全部</td></tr><tr><td>半壊または床上浸水</td><td>1/2</td></tr></table>	罹災証明書の判定	減免割合	全壊または大規模半壊	全部	半壊または床上浸水	1/2						
	罹災証明書の判定	減免割合											
	全壊または大規模半壊	全部											
	半壊または床上浸水	1/2											
	(2) 保育料の算定対象者の住宅または家財が災害により3/10以上被害を受けた場合（平成30年中の合計所得金額が1,000万円の以下の方）												
	<table><tr><td rowspan="4">合計所得金額</td><td colspan="2">減免の割合</td></tr><tr><td>損害の程度が3/10以上5/10未満のとき (半壊・大規模半壊)</td><td>損害の程度が5/10以上のとき (全壊)</td></tr><tr><td>500万円以下</td><td>全部</td></tr><tr><td>750万円以下</td><td>1/2</td></tr><tr><td>750万円超</td><td>1/2</td><td>全部</td></tr></table>	合計所得金額	減免の割合		損害の程度が3/10以上5/10未満のとき (半壊・大規模半壊)	損害の程度が5/10以上のとき (全壊)	500万円以下	全部	750万円以下	1/2	750万円超	1/2	全部
	合計所得金額		減免の割合										
			損害の程度が3/10以上5/10未満のとき (半壊・大規模半壊)	損害の程度が5/10以上のとき (全壊)									
			500万円以下	全部									
750万円以下		1/2											
750万円超	1/2	全部											
(3) 保育料の算定対象者が災害により農作物の減収による損失額が、平年の収入金額の3/10以上となり、農業所得以外の金額が合計400万円以下の場合（平成30年中の合計所得金額が1,000万円の以下の方）													
<table><tr><td>前年の所得金額</td><td>減免の割合</td></tr><tr><td>300万円以下</td><td>全部</td></tr><tr><td>400万円以下</td><td>全部</td></tr><tr><td>550万円以下</td><td>全部</td></tr><tr><td>750万円以下</td><td>1/2</td></tr><tr><td>750万円超</td><td>1/2</td></tr></table>	前年の所得金額	減免の割合	300万円以下	全部	400万円以下	全部	550万円以下	全部	750万円以下	1/2	750万円超	1/2	
前年の所得金額	減免の割合												
300万円以下	全部												
400万円以下	全部												
550万円以下	全部												
750万円以下	1/2												
750万円超	1/2												
※ (2) (3) の損害判定には保険金等の補てん額は除くことになります。 また、いずれも該当する場合には最も有利な割合により減免します。													
3 活用できる方	1) 罹災証明を受けた児童を監護している保護者 2) 児童の属する世帯員が被災により死亡及び障がい者となったとき 3) 被災により住宅家財が被害を受けたとき 4) 被災により農作物被害があったとき												
4 必要書類	1) 「減免申請書」 2) 「り災証明書の写し」等事実を証明できる書類												
5 手続き	必要書類を福祉こども課へ提出してください。												
6 提出・申請先	鏡石町役場福祉こども課（鏡石町勤労青少年ホーム）												
7 受付日・時間	【平日】午前8時30分～午後5時15分												
8 問い合わせ先	福祉こども課　こどもグループ　電話0248-62-2210												

1 支援の種類	減免																							
2 支援の内容	被害の状況により、鏡石一小・二小放課後児童クラブの令和元年10月分から令和2年3月分までの保育料及び一時預かり料について減免をします。 次の要件に該当する方が、減免（損害の程度により利用料の半分または全部）を受けることができます。 (1) 住宅が被害を受けた場合 <table><tr><td>罹災証明書の判定</td><td>減免割合</td></tr><tr><td>全壊または大規模半壊</td><td>全部</td></tr><tr><td>半壊または床上浸水</td><td>1/2</td></tr></table> (2) 保育料の算定対象者の住宅または家財が災害により3/10以上被害を受けた場合（平成30年中の合計所得金額が1,000万円の以下の方） <table><tr><td rowspan="2">世帯分類</td><td colspan="2">減免の割合</td></tr><tr><td>損害の程度が3/10以上5/10未満のとき (半壊・大規模半壊・床上浸水)</td><td>損害の程度が5/10以上のとき (全壊)</td></tr><tr><td>町県民税非課税世帯</td><td>全部</td><td>全部</td></tr><tr><td>町県民税課税世帯</td><td>1/2</td><td>全部</td></tr></table> (3) 保育料の算定対象者が災害により農作物の減収による損失額が、平年の収入金額の3/10以上となり、農業所得以外の金額が合計400万円以下の場合（平成30年中の合計所得金額が1,000万円の以下の方） <table><tr><td>世帯分類</td><td>減免の割合</td></tr><tr><td>町県民税非課税世帯</td><td>全部</td></tr><tr><td>町県民税課税世帯</td><td>1/2</td></tr></table> ※ (2) (3) の損害判定には保険金等に補てん額は除くことになります。 また、いずれも該当する場合はには最も有利な割合により減免します。	罹災証明書の判定	減免割合	全壊または大規模半壊	全部	半壊または床上浸水	1/2	世帯分類	減免の割合		損害の程度が3/10以上5/10未満のとき (半壊・大規模半壊・床上浸水)	損害の程度が5/10以上のとき (全壊)	町県民税非課税世帯	全部	全部	町県民税課税世帯	1/2	全部	世帯分類	減免の割合	町県民税非課税世帯	全部	町県民税課税世帯	1/2
罹災証明書の判定	減免割合																							
全壊または大規模半壊	全部																							
半壊または床上浸水	1/2																							
世帯分類	減免の割合																							
	損害の程度が3/10以上5/10未満のとき (半壊・大規模半壊・床上浸水)	損害の程度が5/10以上のとき (全壊)																						
町県民税非課税世帯	全部	全部																						
町県民税課税世帯	1/2	全部																						
世帯分類	減免の割合																							
町県民税非課税世帯	全部																							
町県民税課税世帯	1/2																							
3 活用できる方	1) 罹災証明を受けた児童を監護している保護者 2) 児童の属する世帯員が被災により死亡及び障がい者となったとき 3) 被災により住宅家財が被害を受けたとき 4) 被災により農作物被害があったとき																							
4 必要書類	1) 「減免申請書」 2) 「り災証明書の写し」等事実を証明できる書類																							
5 手続き	必要書類を福祉こども課へ提出してください。																							
6 提出・申請先	鏡石町役場福祉こども課（鏡石町勤労青少年ホーム）																							
7 受付日・時間	【平日】午前8時30分 ～ 午後5時15分																							
8 問い合わせ先	福祉こども課 こどもグループ 電話0248-62-2210																							

1 支援の種類	所得制限の緩和特例措置
2 支援の内容	児童扶養手当の支給制限を受けている方が、災害等により個人の財産に一定以上の損害を受けた場合、所得制限の特例措置が受けられます。特例措置とは、前年度の所得により判定した支給制限を一時的に解除するもので、所得に関わらず全部支給を受けられます。 ※ただし、来年以降に被災した年度の所得により再度支給判定し直し、一部または全部が支給停止になった場合は、支給した手当の差額は返還していただくことになりますのでご注意ください。 【措置期間：令和元年10月分～令和2年10月分まで】
3 活用できる方	児童扶養手当受給者のうち、災害等により財産のおおむね2分の1以上の損害を受けた方で、受給資格者本人や扶養義務者等の前年度の所得により、手当額の一部または全部が支給停止になっている方が対象となります。 損害とは、実損額から保険金、損害賠償金、農業共済給付金等に補填金額等を差し引いた金額となります。 (財産の種類) (1) 住宅、家財 (2) 主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋 (3) 事業の用に供する固定資産（無形減価償却資産を除く）
4 必要書類	1) 児童扶養手当被災状況書 2) リ災証明書等被害状況の分かる書類
5 手続き	必要書類を福祉こども課へ提出してください。
6 提出・申請先	鏡石町役場福祉こども課（鏡石町勤労青少年ホーム）
7 受付日・時間	【平日】午前8時30分～午後5時15分
8 問い合わせ先	福祉こども課 こどもグループ 電話0248-62-2210

1 支援の種類	被災した児童・生徒への学用品の支給 (災害救助法に基づく支援) ※支給は終了しました。
2 支援の内容	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒を対象として、必要とする教科書や必要最低限の学用品を支給します。 【支援する費用の限度額】 (1) 教科書、教材 実費 (2) 文房具及び通学用品 ①小学校児童 一人当たり 4,500円 ②中学校生徒 一人当たり 4,800円
3 活用できる方	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒
4 必要書類	不要
5 手続き	町内の各学校を通じて対象者を把握して、必要な教科書や学用品を調査した後に支給します。
6 提出・申請先	
7 受付日・時間	
8 問い合わせ先	教育委員会教育課 教育グループ 電話 0248-62-3459

1 支援の種類	災害救助法に基づく被災した住宅の応急修理制度
2 支援の内容	「令和元年台風第19号」により「一部損壊（損害割合10%以上に限る。以下同じ）、半壊又は大規模半壊した住宅」を町が業者に依頼して一定の範囲内で応急修理する制度です。 限度額59万5千円（一部損壊は30万円）以内
3 活用できる方	全ての要件を満たす世帯が対象となります。 ①一部損壊、半壊又は大規模半壊の住宅被害を受けたこと（町が発行するり災証明書が必要となります）。なお、全壊の場合でも、応急修理により居住が可能となる場合は対象となります。 ②応急修理を行うことによって、修理した住宅での生活が可能となり、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。 ③応急仮設住宅（民間借上げ住宅を含む）、町営住宅等（一時的避難を除く）を利用しないこと。 ※住宅応急修理制度は、民間賃貸住宅の借上げの提供を受けると、利用できなくなります。
4 必要書類	住宅の応急修理申込書、り災証明書
5 手続き	必要書類を持参し、都市建設課へ相談してください。
6 提出・申請先	都市建設課
7 受付日・時間	【平 日】午前8時30分 ～ 午後5時15分
8 問い合わせ先	都市建設課 都市グループ 電話0248-62-2116

応急仮設住宅 (民間賃貸住宅借り上げ住宅)

1 支援の種類	災害救助法に基づく応急仮設住宅 (民間賃貸住宅借り上げによるみなし仮設住宅)
2 支援の内容	台風第19号により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、県が民間賃貸住宅を借り上げて無償で提供する制度。
3 活用できる方	入居者の要件（いずれにも該当） (1) 台風第19号による災害（以下「災害」という）時点（令和元年10月12日）において、災害救助法の適用を受けた市町村に居住する方 (2) 次の要件のいずれかを満たす方 ① 住居の全壊、全焼又は流出により居住する住宅がない方 ② 半壊（大規模半壊含む）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方 ③ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期（1か月以上）にわたり自らの住居に居住できないと市町村長が認める方 (3) 自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方 (4) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない方 ※住宅応急修理制度は、民間賃貸住宅の借上げの提供を受けると、利用できなくなります。
4 必要書類	受付票、り災証明書
5 手続き	必要書類を持参し、都市建設課へ相談してください。
6 提出・申請先	都市建設課
7 受付日・時間	【平 日】午前8時30分 ～ 午後5時15分
8 問い合わせ先	都市建設課 都市グループ 電話0248-62-2116

1 支援の種類	短期宿泊（無料）
2 支援の内容	被災者のリフレッシュのため、1泊2日、3回を限度に無料で短期宿泊ができます。
3 活用できる方	・ 10月23日時点で避難所に入所していた方。 ・ 台風19号により被災し、リ災証明書の交付を受けた避難者
4 必要書類	確認書（申請して市町村より交付を受けてください）
5 手続き	①市町村から確認書を受け取る。 ②旅館・ホテル（申請時に対象一覧配布）へ予約する。 ③チェックインの際に確認書を渡す。
6 提出・申請先	税務町民課
7 受付日・時間	【平 日】午前8時30分 ～ 午後5時15分
8 問い合わせ先	税務町民課 町民グループ 電話0248-62-2112 福島県観光交流課 電話024-521-7316

1 支援の種類	農業被害証明書交付
2 支援の内容	台風19号の暴風雨による影響で農業経営に被害を受けた農業者等の経営の維持・安定を図るため、農家経営安定資金等の融資を申し込むにあたり「被災証明書」が必要となる農業者に対し、証明書を交付する。 ■資金の内容（詳細は取扱い金融機関でご確認ください） ○農家経営安定資金（小災害資金）福島県独自の制度 ・資金の用途 農業施設等の復旧、営農のための運転資金 ・償還期限 10年以内（うち据置3年以内） ・貸付限度額 500万円 ・貸付利率 0.06%以内（農協取扱いは無利子） ・申込期限 令和2年3月13日（金）まで ＜取扱融資機関＞ 県内各農協、東邦銀行、福島銀行、大東銀行、各信用金庫 ○農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫） ・資金用途 災害等に対し農業経営を維持・安定するための資金 ・償還期限 10年以内（うち据置3年以内） ・貸付限度額 600万円 ・貸付利率 0.06%（貸付当初5年間実無利子） ・申込期限 令和2年3月31日（火）まで ＜取扱融資機関＞ 日本政策金融公庫 福島支店（福島市）
3 活用できる方	生産物、家畜又は農林業用資産に被害を受けた農業者
4 必要書類	・被害状況写真 ・被害所在地が確認できる図面（無い場合は町で準備します）
5 手続き	必要書類を持参し、産業課へ申請してください
6 提出・申請先	産業課
7 受付日・時間	【平 日】 午前8時30分～午後5時15分
8 問い合わせ先	産業課 農政グループ 電話0248-62-2118

No. 24

農業等の被害相談窓口

1 支援の種類	農業等の被害相談窓口
2 支援の内容	農業用施設等や農業被害の修繕更新など、営農を再開する農業者へ支援します。
3 活用できる方	農業施設・機械等に被害を受けた農業者
4 必要書類等	被災した営農資産（農機具等）の状況写真
5 手続き	必要書類を持参し、産業課へ相談してください。
6 提出・申請先	産業課
7 受付日・時間	【平 日】 午前8時30分～午後5時15分
8 問い合わせ先	産業課 農政グループ 電話0248-62-2118

No. 25

農地等の被害相談窓口

1 支援の種類	農地等災害相談
2 支援の内容	農地・農業用施設復旧に対する支援
3 活用できる方	法面崩壊等の被害を受けた農地・農業用施設の所有者または耕作者
4 必要書類	被災した農地等の写真
5 手続き	必要書類を持参し、産業課または都市建設課へ相談してください。
6 提出・申請先	産業課、都市建設課
7 受付日・時間	【平 日】午前8時30分 ～ 午後5時15分
8 問い合わせ先	産 業 課 農政グループ 電話0248-62-2118 都市建設課 事業グループ 電話0248-62-2116

1 支援の種類	鏡石町中小企業制度資金利子補給補助金
2 支援の内容	限度額（1,000万円）か貸付額のどちらか低い方の額に対する償還利子額の1／2以内の額を交付。対象期間は3年間。 ※予算の範囲内で交付する。 ※補助金の流れ（町→商工会（申請窓口）→申請者）
3 活用できる方	町内の中小企業者が鏡石町商工会のあっせんにより、銀行等金融機関から借り入れたもの。
4 必要書類	
5 手続き	
6 提出・申請先	鏡石町商工会 電話0248-62-2340
7 受付日・時間	【平日】午前8時30分～午後5時
8 問い合わせ先	鏡石町商工会 電話0248-62-2340

1 支援の種類	日本政策金融公庫災害貸付
2 支援の内容	日本政策金融公庫が、災害により被害を被った中小企業、小規模事業者に対して行う貸付制度です。 ○貸付限度額： （中小企業事業）1 億5000 万円 （国民生活事業）3,000 万円
3 活用できる方	中小企業、小規模事業者
4 必要書類	制度の利用には条件があります。詳細は、日本政策金融公庫ウェブサイト https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/2019taihuu19gou.html）にてご確認ください。
5 手続き	
6 提出・申請先	（中小企業事業）日本政策金融公庫福島支店 （国民生活事業）日本政策金融公庫郡山支店
7 受付日・時間	【平 日】午前9時～午後5時
8 問い合わせ先	（中小企業事業）日本政策金融公庫福島支店 電話024－522－9241 （国民生活事業）日本政策金融公庫郡山支店 電話024－923－7140

No. 28

中小企業基盤整備機構小規模企業共済災害貸付

1 支援の種類	小規模企業共済災害時貸付
2 支援の内容	中小企業基盤整備機構が行う小規模企業共済の共済契約者に対して行う貸付制度です。 貸付限度額：1,000万円
3 活用できる方	小規模企業共済契約者
4 必要書類	制度の利用には条件があります。詳細は、中小企業基盤整備機構のウェブサイト (https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/akn4gh000000ibh5.html)にてご確認ください。
5 手続き	
6 提出・申請先	中小企業基盤整備機構共済相談室 中小企業基盤整備機構東北本部特別相談窓口
7 受付日・時間	【平日】午前9時～午後5時
8 問い合わせ先	中小企業基盤整備機構共済相談室 電話050-5541-7171 中小企業基盤整備機構東北本部特別相談窓口 電話022-716-1751

1 支援の種類	セーフティーネット保証
2 支援の内容	自然災害等により経営の安定に支障が生じている中小企業者の保証を、通常の保証限度額と別枠で100%保証する制度です。 保証限度額： （一般保証）2 億円、（無担保保証）8,000 万円
3 活用できる方	中小企業者
4 必要書類	制度の利用には条件があります。詳細は、中小企業庁のウェブサイト https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm) にてご確認ください。
5 手続き	
6 提出・申請先	福島県信用保証協会
7 受付日・時間	【平 日】午前9時～午後5時
8 問い合わせ先	福島県信用保証協会 電話024-526-2331

No. 30

労働相談窓口

1 支援の種類	特別労働相談窓口
2 支援の内容	台風19号に伴う「特別労働相談窓口」を開設しています。
3 活用できる方	台風19号により被災された方
4 必要書類	詳細は福島労働局のウェブサイト (https://jsite.mhlw.go.jp/fukushimaroudoukyoku/newpage_00199.html) にてご確認ください。
5 手続き	
6 提出・申請先	須賀川労働基準監督署 ハローワーク須賀川 労働局雇用環境・均等室（福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階）
7 受付日・時間	【平 日】午前8時30分～午後5時15分
8 問い合わせ先	須賀川労働基準監督署 （須賀川市旭町204-1 電話0248-75-3519） ハローワーク須賀川 （須賀川市妙見121-1 電話0248-76-8609） 労働局雇用環境・均等室 （福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階 電話024-536-4609）

1 支援の種類	失業手当と休業手当を支払う場合の助成金
2 支援の内容	台風19号被害により休業している事業主を対象に、失業手当、休業手当に関する助成金についてお知らせしています。
3 活用できる方	・事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合 ・災害に伴う経済上の理由により、労働者を休業させる場合
4 必要書類	詳しくはハローワークにお問い合わせください。
5 手続き	詳しくはハローワークにお問い合わせください。
6 提出・申請先	ハローワーク須賀川
7 受付日・時間	【平 日】午前8時30分～午後5時15分
8 問い合わせ先	ハローワーク須賀川 (須賀川市妙見121-1 電話0248-76-8609)

1 支援の種類	災害ごみの受け入れ・処分
2 支援の内容	・仮置場への自己搬入 受入場所：鳥見山公園北側駐車場 9：00～12：00及び13：00～16：00 ※平日及び日曜日の午前のみ
3 活用できる方	災害により浸水被害を受けた方
4 必要書類	なし
5 手続き	災害ごみの搬入には、事前申し込みが必要になります。 日曜日の搬入を希望される方は、金曜日までに申し込みください。
6 事前申込先	健康環境課 環境グループ 電話0248-62-2115
7 受付日・時間	【平日】8：30 ～ 17：15
8 問い合わせ先	健康環境課 環境グループ 電話0248-62-2115

No. 32

保健師等による健康相談

1 支援の種類	健康相談
2 支援の内容	保健師が、避難所や被災世帯を巡回し、避難者の健康状態の確認や健康相談を実施します。 また、通常業務に加え、保健師や管理栄養士による電話等での健康相談にも応じます。
3 お問合せ先	健康環境課 健康グループ 電話 0248-62-2115

1 支援の種類	消毒作業用薬品の配布
2 支援の内容	以下の消毒殺菌薬液（２種）を無料配布します。 ①塩化ベンザルコニウム 500mlボトル（逆性石けん液） ②次亜塩素酸ナトリウム 500mlボトル（塩素系漂白液） ※使用にあたっては、薬液を水で１００倍から２００倍程度に希釈した溶液を作り、バケツなどで布などに含ませて拭き取りしたり、噴霧器などで表面が軽く濡れる程度に噴霧して乾燥させます。なお②は殺菌効果は高いですが、材質や状態によって腐食が色落ちが懸念される場合には①を使用下さい。
3 支援利用者	災害で浸水した家屋の所有（管理）者や使用者
4 手続き	事前に下記までお問い合わせ下さい。
5 問い合わせ先	健康環境課 健康グループ 電話０２４８－６２－２１１５
6 その他	・作業を行う際は、マスクやゴム手袋などの防護や換気に十分注意して行って下さい。 ・厚生労働省の浸水家屋の感染症対策では、「<u>洗浄と乾燥</u>」が最も重要で屋外（床下や庭）の消毒は原則不要としています。 ・その他消毒については県（保健所）の指示により行われます。

No. 35

マイナンバーカード再交付手数料の免除

1 支援の種類	再発行手数料の免除
2 支援の内容	・ マイナンバーカード再交付手数料 ・ マイナンバー通知カード再交付手数料
3 活用できる方	「り災証明書」または「被災証明書」を受けている世帯主及び同一世帯員
4 必要書類	・ 本人確認申請書（運転免許証等） （運転免許証等顔写真付きのものは1点、顔写真のないものは2点） ・ り災証明書、被災証明書
5 手続き	再交付申請書にり災証明または被災証明を添付して申請してください。
6 提出・申請先	税務町民課
7 受付日・時間	【平 日】午前8時30分 ～ 午後5時15分
8 問い合わせ先	税務町民課 町民グループ 電話0248-62-2112

1 支援の種類	有効期間の延長
2 支援の内容	運転免許証(令和元年10月10日以降に満了するもの)の有効期間が、令和2年3月31日まで延長されます。
3 活用できる方	被災地区(鏡石町全域)在住の方
4 必要書類	通常の運転免許証更新手続きと同様
5 手続き	通常の運転免許証更新手続きと同様
6 提出・申請先	福島運転免許センター 郡山運転免許センター 須賀川警察署
7 受付日・時間	施設によって受付時間が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
8 問い合わせ先	福島県警察本部 電話024-522-2151 福島運転免許センター 電話024-591-4372 郡山運転免許センター 電話024-961-2100 須賀川警察署 電話0248-75-2121